平成２１年（フ）第１４７８２号
東京都大田区仲六郷４丁目32―８―502
債務者　増田　絢子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４８４１号
東京都町田市本町田2345―１　公社住宅ホ10―308
債務者　大石　悟生
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１１号
青森市富田４丁目24番33号
債務者　川村　純子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
青森市大字野内字菊川355番地クドウ５
債務者　齋藤　規子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４４号
青森県東津軽郡平内町大字小湊字下タ田川添38番地15
債務者　西澤奈津子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５０号
東京都西東京市ひばりが丘３丁目２番148―２号
債務者　中川　修二
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６８２号
東京都足立区江北４丁目１番７―1504号
債務者　森田　基靖
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６８９号
東京都昭島市松原町２丁目８番18号グリーンヒルマンション101号
債務者　成田　信吾
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６９４号
東京都足立区綾瀬３丁目15番16号むつみ荘
債務者　嶋脇　勝利
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６９６号
東京都大田区池上５丁目６番19号
債務者　上林　慶子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８６７号
東京都日野市日野台１丁目19番地の３センチュリー日野台405、旧住所東京都町田市原町田２丁目６番13号ベルストークⅠ602
債務者　生田　能子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８７３号
東京都立川市幸町５丁目76番地の15森川コーポ203号
債務者　安達　初枝（旧姓古谷）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４７号
青森県つがる市豊富町屏風山１番地296
債務者　白塚由美子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
青森県つがる市木造蓮川清川93番地２
債務者　工藤　博文
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
青森県つがる市木造蓮川清川93番地２
債務者　工藤美代子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係